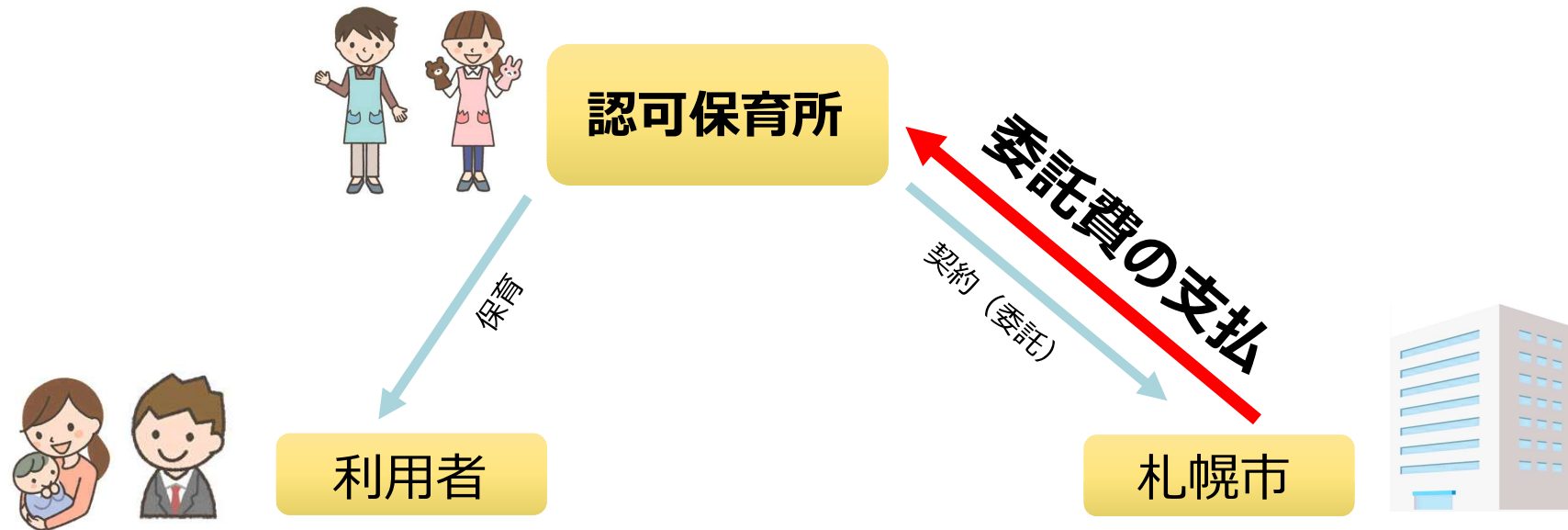


委託費と施設型 給付費について

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係
令和6年3月

委託費とは？

子ども・子育て支援法附則第6条の規定により**保育所**には保育に要する費用として委託費が支給されています。

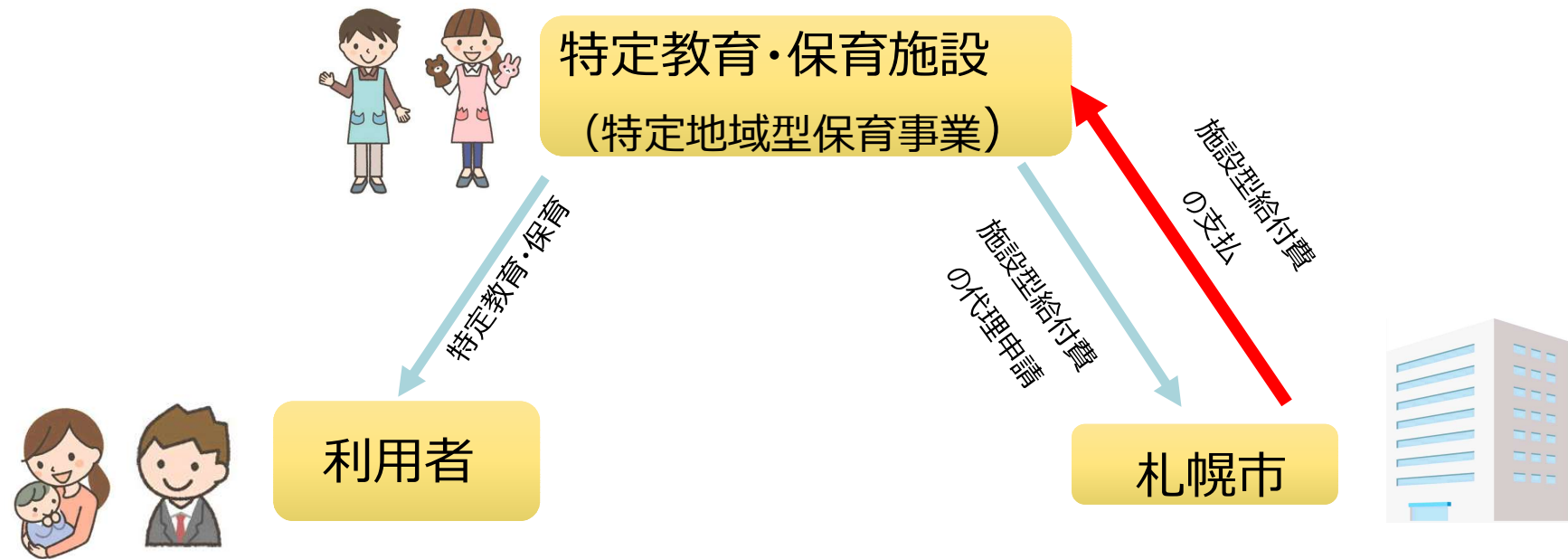


施設型給付費(地域型保育給付費)とは？

子ども・子育て支援法第27条の規定により市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（特定教育・保育施設）で教育・保育認定子どもが受けた特定教育・保育に要した費用は、施設型給付費として保護者に支給されることになっているが、保護が個々に請求すると事務手続きが煩雑になるため、特定教育・保育施設が代理で申請し、代理で受領することになっている。

※保育所も特定教育・保育施設ではあるが、前述のとおり「委託費」として支給されています。

施設型給付費(地域型保育給付費)のイメージ図



委託費の使用について

国の経理通知(※)により使途範囲及びその運用の取扱いが定められています。

※国の経理通知とは「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号ほか・内閣府子ども・子育て本部統括官ほか通知）のことを指しています。

施設型給付費の使用について

委託費とは異なり、使途範囲及びその運用の取扱いが定められておりません。

委託費と施設型給付費の主な違い

| | 充足要件の設定 | 積立金の制限 | 積立金の目的外使用 | 本部への資金繰入 | 前期末支払資金の使用制限 | 系列園への資金繰入 |
|--------|------------------|-------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------|
| 委託費 | 第1段階から第3段階まで設定あり | 充足要件に基づき設定有 | 制限有 (法人承認又は市の承認が必要) | 制限有 (前期末支払資金からのみ可能) | 制限有 (法人承認又は市の承認が必要) | 充足要件に基づき制限有 |
| 施設型給付費 | 要件設定無 | 制限無 | 制限無 | 制限無 | 制限無 | 制限無 |

※委託費の用途制限の適用は法人種別は関係ありませんのでご注意ください。



まとめ

施設型給付費については、委託費とは異なり、一定の充足要件や市の承認がなく、本部への資金繰入や資産の積立など、給付費の弾力的な運用をすることが可能となっている。
ただし、教育・保育認定子どもが受けた特定教育・保育に要した費用の代理受領であることを念頭にいれ、給付費の用途は各園において適正に判断し使用していただきたい。

最後に

委託費の使途に関する協議要否に迷う場合はご相談を。



協議に必要な様式は電子メールで提供していますので、子ども未来局施設運営課運営係までご相談ください。

hoiku.unei@city.sapporo.jp